# 日本とドイツの働き方の特徴、相違点について

留意点:以下の内容は、これまで<u>ドイツの日系企業の方に個人的にお聞きした内容や参考文献を基に作成しているもの</u>で、職種、企業規模、各業界の特徴等の観点で、<u>必ず</u>しも一般化されるものではありません。

## <採用>

日本	ドイツ
〇一定の時期に新卒一括採用が中心。	〇必要に応じ年内を通した <u>個別採用</u> が中心。
〇就業規則で労働条件等を統一的に設定す	〇職務内容(job description)、労働条件の
ることが多い。	明記など、 <u>各労働者との個別の労働契約</u> の
	重要性が高い。
(参考)	
・労働基準法で、労働者が 10 名以上の事業場で、労	
働条件等を規定した就業規則の作成・届出が義務。	
〇男女差別、プライバシーに対する注意、意	〇男女差別、プライバシーは、「特に」注意
識は高まってきている。	が必要。
(参考)	(参考)
・男女雇用機会均等法で、採用等における性別を理由	・一般均等待遇法(Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz)
とする差別を禁止。	で、採用等における性別を理由とする差別を禁止。

### <労働条件等>

日本	ドイツ
〇全体的に残業を含め比較的労働時間が長	〇 <u>通常は定時が多く</u> 、部署や時期によって労
l,°	働時間が長くなることはあるが、(その後
	に休暇で調整するなど) <u>比較的メリハリ</u> が
	ある(一方で、一部の(特にシニアの)管
	理職は、相当働いている印象)。
(参考)	(参考)
<ul><li>平均年間総実労働時間:1,713時間(2016)</li></ul>	・平均年間総実労働時間:1,363 時間(2016)
・労働基準法で、労働時間は1日8時間、週40時間。	・労働時間法(Arbeitszeitgesetz)で(超過勤務を
ただし、労使協定による時間外労働(法的上限無し)	含め)1日8時間。6か月又は24週以内の平均で
が可能。	1日8時間を超えなければ10時間まで延長可能。
・国会に提出されている「働き方改革法案」では、時	
間外労働について、月 45 時間、年 360 時間を原則	
(臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間	
等)とする上限の設定を予定している。	

- 〇労働時間の終了と開始の間に一定時間の 休息を確保する「勤務間インターバル制度」 の普及を促進(助成金支給、好事例の周知)。 (参考)
- ・国会に提出されている「働き方改革法案」では、事業主に対して、上記の休息の確保の努力義務の規定を予定している。
- ○有給休暇の取得率が比較的低い。

#### (参考)

- ・労働基準法で勤続年数に応じて付与(最低6か月勤 務で年10日、最高6年6か月で年20日)
- 平均付与日数: 18.2日、取得日数: 9.0日(2016)
- 法定祝日数: 16 日 (2018)
- 〇病気等による休業に対しては、使用者に賃 金支払い義務はない。

#### (参考)

- ・健康保険で、労働者には、私傷病による休業に対する最長1年6か月の傷病手当金(報酬の3分の2)が支給。
- 〇特に総合職の場合、必要に応じて社内での研修、OJTが中心。
- 〇特に総合職の場合、各労働者の業務内容 は、比較的明確ではない(必要に応じて 様々な仕事を担当する傾向)。
- 〇同一業界内の転職は、比較的まだ一般的で はない。

○<u>労働時間の終了と開始の間に、11時間以上</u> <u>の休息時間(Ruhezeit)</u>を設ける必要があ る。

#### (参考)

- ・労働時間法(Arbeitszeitgesetz)で、労働者は1 日の労働時間の終了後に連続した11時間以上の休息時間を取得しなければならない。
- ○<u>基本的に有給休暇を消化</u>する傾向。<u>期間も</u> 例えば2週間など<u>比較的長い</u>。

#### (参考)

- ・連邦休暇法 (Bundesur laubsgesetz) で 6 か月勤務 で年 24 日以上。連続取得、使い切りの原則あり。
- 平均付与日数:30日(2016)
- ・法定祝日数: 9日 (ベルリン州) (2018)
- 〇有給休暇とは別に、使用者は<u>有給の病気休</u> 暇にも対応する必要あり。

#### (参考)

- ・賃金継続支払法 (Entgeltfortzahlungsgesetz) で、労働者には、4週間の勤務後、6週間までの私傷病による休業時の賃金継続支払請求権が発生。また、最初の労働不能から 12 か月経過後に新たな請求権が発生。
- 〇<u>既に持っている専門資格、経験</u>を活用。
- ○<u>各労働者の業務内容が比較的明確</u>(job description に記載がなければ「それは自分の仕事ではない」)。
- ○<u>会社への執着はあまりなく、キャリアアップのために同一業界内での転職</u>もよく見られる。

#### <解雇>

※法律上の規定、裁判での運用等を比較すると、両国とも、単に解雇理由・事由に該当する だけでは不十分など比較的厳格な印象がある一方で、最終的には個別の事案に依る部分も 大きいかと思われる。

日本	ドイツ
〇「客観的に合理的な理由」がなく、「社会	○「社会的に不当」であるならば、解雇は無
通念上相当であると認められない場合」は、	<u>効</u> 。
解雇は無効。	
〇「客観的に合理的な理由」は、①労働者の	〇①労働者の個人的事由、②労働者の行動事
労働能力又は適格性の欠如・喪失、②労働	由、③緊急の経営上の必要性に基づかない
者の規律違反の行為、③経営上の必要性。	場合は、解雇は「社会的に不当」。

〇後者の「相当性」について、裁判所では、 特に、長期雇用システムの下では、「解雇の 事由が重大な程度に達しており、他に解雇 回避の手段がなく、かつ労働者側に許容す べき事情がほとんどない場合」にのみ認め る傾向。

# 〇解雇事由の存否について、裁判所では、① 解雇事由が存在するか、②その解雇事由が 将来にも継続するか、③それは解雇によっ てのみ除去されるか(最後の手段)、④解雇 を行う使用者の利益が(雇用が存続する場 合の)労働者の利益に優越するかを判断。

#### (参考)

- ・労働契約法で、「客観的に合理的な理由」がなく、 「社会通念上相当」でない解雇は無効。
- ・労働基準法で、解雇予告期間は30日前。

#### (参考)

- ・解雇制限法 (Kündigungsschutzgesetz) で、社会的 正当性 (労働者個人・行動に原因、緊急の経営上の 必要性) のない解雇は無効 (従業員が 10 名を超え る事業所で、労働関係が 6 か月を超える者が対象)。
- ・民法典(BGB)で、解雇時の解約告知期間は勤続年 数に応じて設定(通常4週間、勤続2年で1か月、 勤続10年で4か月、勤続20年で7か月など)。

### くその他>

日本	ドイツ
○企業別労働組合が中心。	○産業別労働組合とともに、各企業で事業所 委員会(Betriebsrat)の設置が可能。 (参考)事業所委員会(従業員代表委員会):事業所 組織法(Betriebsverfassungsgesetz)に基づき、 従業員5名以上の事業所で設置が可能。全ての従業 員を代表して、事業所内の一定の労働条件や解雇等 の重要事項について使用者と共同決定、協議する権 利を持つ。
〇労働関係の紛争は民事訴訟の一般的な司法手続で対応。 (参考) ・ただし、労働審判法に基づき、地方裁判所に、裁判官と労使関係者からそれぞれ選ばれる者によって構成される労働審判委員会による迅速な紛争処理手続(労働審判手続制度。当事者が審判を受諾できない場合は訴訟手続へ移行。)あり。	○三審制の労働裁判所制度あり。  (参考) ・労働裁判所法 (Arbeitsgerichtsgesetz) に基づき、職業裁判官と労使関係者からそれぞれ選ばれる名誉裁判官によって構成。
	〇業績評価に対する考え方(どの部分ができて、どの部分ができなかったか)は、ドイッの方が厳しい印象。
〇仕事内容に「完璧」を求める傾向が比較的 強い印象。	
〇全体的に「ジェネラリスト」、「フレキシブ ル」な印象。	〇全体的に「スペシャリスト」、「堅実」な印 象。